

# 安芸太田町DX共通基盤構築業務仕様書

## 1. 業務の名称

安芸太田町DX共通基盤構築業務委託

## 2. 適用の範囲

安芸太田町（以下「本町」という。）が発注する「安芸太田町DX共通基盤構築業務委託（以下「本業務」という。）」を受託したもの（以下「受託者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

## 3. 事業の概要

本町では、令和2年度より「デジタル専門人材派遣制度（内閣府地方創生推進事務局／内閣官房まち・ひと・しごと創生本部）」を活用して、現状分析、地域課題の整理等を実施し、「安芸太田町DX推進計画（案）」（以下「推進計画」という。）を策定する。官民データ活用及びEBPM(Evidence Based Policy Making：根拠にもとづく政策形成)に資する地域システムの創出をめざし、行政手続きのオンライン化や官民データの活用等を実現させる地域DXに取り組むこととしている。

本業務では、行政事務の効率化、住民サービスの向上等を効果的・効率的に実現させるため、DX共通基盤を構築し、併せて地域通貨の仕組みを導入する。DX共通基盤をベースとしたキャッシュレスおよびそれらを活用したポイント制度を整備・運用することで、利用者情報をトレースし、官民データ利活用をはかるための仕組みを構築する。

なお本仕様書は、令和3年度に策定した「安芸太田町DX推進基本設計」（以下「基本設計」という。）を構築の基本的要件とし、基本設計上の「3.基本要件」、「4.業務機能想定要件」、「5.システム稼働要件」に準拠する。

## 4. 業務の目的

### (1) DX共通基盤の構築

DX共通基盤とは、公共交通、観光、産業、福祉、教育、医療、防犯や防災など、分野横断的に住民情報を管理する仕組みにおける統合的なデータ基盤であり、他のデータベースやアプリケーション等と連携するための汎用的なデータベースとなる。このデータベースで管理される住民情報をキーとして、他のデータベースやアプリケーションへの情報提供、もしくはそれらからトレースされる情報を蓄積し、各分野で効率的に情報が活用される仕組みを構築する。これにより、住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するシステムが構築されることを目的とする。

## (2) 地域通貨プラットフォームの構築

本町におけるキャッシュレス化およびデジタルポイント制度を実現する決済プラットフォームを構築することで、町内消費の活性化をはかる。併せて地域通貨の仕組みを実装したカード及びスマートフォンのアプリケーションから、公共交通の利用状況や、将来的に店舗等での利用情報をトレースする仕組みが構築されることで、EBPMの実現をはかろうとするもの。

地域におけるデジタル決済サービスは、町内の関連組織、商工会、交通事業者、店舗、宿泊施設、地域団体等と連携し、キャッシュレス化およびデジタルポイント制度の利用普及にかかる調整を必要とする。加えて地域住民に対して制度の説明を行うなど、キャッシュレス化の理解をはかることと併せて利用を促進することで、より町内消費の活性化を加速させる。

またキャッシュレスで利用したデジタル通貨や、デジタルポイントの運営にかかる手数料、取引口座等の精算事務等を含めた事務局の運営支援について、町内の適切な関連団体と連携し、継続的な運用体制の構築をはかる。また資金決済法やその他関連法にかかる申請事務等も併せて支援することで、国への申請事務の負担等を軽減し、より効果的・効率的な運営体制の構築をめざす。

## 5. 業務の期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日

## 6. 履行場所

安芸太田町内

## 7. 業務の内容

### (1) DX共通基盤の構築

本業務におけるDX共通基盤は、業務ユニット間で必要となるデータを統合的に管理することにより、行政・地域における業務ユニット間のデータ連携を効率的に行えるよう構築をはかることとしている。またDX共通基盤を介さない業務ユニット間のデータ交換は、個別に開発・運用が行われることとなり、標準化していないため、業務ユニットの差し替えが困難となる可能性がある。

そのため、DX共通基盤で管理するデータ要素は、システム全体の構成に依存することとなり、汎用的で且つ拡張性を確保しなければならない。加えて、各業務ユニットで分散管理されているデータを統合して、標準化された手段（業務ユニット間のデータ連携のインターフェース）により必要とする業務ユニットに提供することで、データ交換の側面から業務ユニットの差し替えが容易となるよう構築されなければならない。（基本設計「4.1 データベース機能」に準拠すること）

なお、データベースは拡張性を考慮した汎用的な構成とし、将来的に公的個人認証を目的としたマイナポータルとの連携や、すでに校務支援として導入している「まなびポケット」、PHRを目的とした「ポケットカルテ」などとの連携を可能とさせる。

(ア)住民基本台帳との日次連携

DX共通基盤は住民基本台帳から日次でアウトプットされるCSVデータを取り込むことで、データベース上の個人が本町の住民か判定できる必要がある。当該CSVのデータ要素は住民記録データから出力されるものとし、データ更新のタイミングは、日次更新を想定する。

また住民基本台帳からのCSV出力処理および取得可能な場所への格納処理については、本業務の調達範囲に含まれないものとし、データ要素は以下とする。

【表1：住民記録CSVデータ構造体要素】

No.	項目名	データ形式	備考
1	宛名番号	9	
2	世帯番号	9	
3	障がい手帳有無	bit	身障(フラグ：0 or 1)
4		bit	療育(フラグ：0 or 1)
5		bit	精神(フラグ：0 or 1)
6	生活保護受給対象	bit	対象有無フラグ：0 or 1
7	マイナンバー取得有無	bit	取得有無フラグ：0 or 1

※ 表1の項目およびその要素数等、本業務の範囲内において、専門的知見からの提言による仕様の変更を妨げるものではない。

(イ)マイナンバーの取扱い

マイナンバーの管理および取扱いについて、住民それぞれがマイナンバーカードを取得済みか否かフラグ管理できるよう、DX共通基盤で管理する。マイナンバーの番号自体を管理することはない。

(ウ)システム要件

システム要件においては、下記のとおり要件を定義する。

① 通信方式

通信方式における基本的要件を以下とする。

ア SOAP：サービス通信仕様として、SOAP1.2を採用する。また通信プロトコルHTTP(HTTPS)により通信を行う。最新の地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠すること。

イ FTP：FTP (SFTP, FTPS) サーバー、FTP (SFTP, FTPS) クライアントの二種類のソフトウェアを用い、両者の間で接続を確立し、クライアントからの

要求に基づいてファイルを送受信することができること。またアカウント名とパスワードによる利用者の認証を行い、それぞれの利用者に許可された権限や領域（ディレクトリ）で送受信が行われること。

- ② 文字コード  
基本設計「3.2.3 文字コード仕様」に準拠すること。
- ③ DX共通基盤におけるセキュリティ要件
  - ア 基本設計「3.4 セキュリティ要件」に準拠すること。
  - イ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program：ISMAP）での認証を受けているサービスが望ましい。
- ④ 拡張性要件  
ユーザー数および業務ユニットの増加を考慮した構成とすること。

#### (エ) 事業の期間

- ① 準備期間：契約締結日から稼働開始日の前日まで
  - ② 運用期間：稼働開始日から令和5年3月31日まで
- ※稼働開始日は令和4年10月1日を予定する。

#### (オ) DX共通基盤保守業務

DX共通基盤にかかるデータベース等の保守について、本業務の範囲に含めるものとする。ただし令和5年4月1日以降の保守については、別途運用保守の契約を交わすものとし、その保守範囲については別途協議するものとする。

## (2) 地域通貨プラットフォームの構築

### (ア) 用語の定義

- ① 電子ポイント：本町が発行するデジタル地域通貨であって、1ポイント=1円相当のもの。
- ② 登録加盟店：電子ポイントを利用して決済を行う町内事業者。
- ③ 利用者：電子ポイントを用いて登録加盟店でチャージ又は決済を行う者。
- ④ ペアカード：原則、町民に配付するカードであって、QRコード等が印刷されており、登録店舗等の決済用端末において読み取ることにより、電子ポイントのチャージ及び決済することができるもの。
- ⑤ アプリ：スマートフォン端末（以下「端末」という。）等で動作し、電子ポイントのチャージ及び決済を行うことができるアプリケーション。
- ⑥ 管理システム：パソコンや端末等で動作し、本町の地域通貨システムの管理運営を行うためのシステム。

- ⑦ 精算業務：利用者が登録加盟店で決済した電子ポイントに相当する金額を確認し、口座振込により登録加盟店への支払い等精算を行う業務。
- ⑧ 収納業務：利用者がチャージした電子ポイントに相当する金額を確認し、登録加盟店から集金して、電子ポイント運営団体が指定する銀行口座へ振り込む業務。

(イ) 地域通貨プラットフォームの提供体制構築業務

① 電子ポイントシステムの設計

- ア 本仕様書の「(ウ) 地域通貨プラットフォームの機能要件」、「(エ) 電子ポイントシステムの提供業務」、「(オ) 電子ポイントに関する留意点」及び「(キ) セキュリティ対策」を踏まえて設計すること。また設計にあたり、推進計画および基本設計の目的と内容を十分に踏まえること。
- イ ペアカードデザイン（キャッチコピー、名称及びロゴ制作等）については、町担当課と十分協議のうえ、決定すること。

② 電子ポイント運営団体等体制構築支援

電子ポイント発行主体について、本町と連携し、本業務の目的を十分に踏まえ、電子ポイント運営団体の調整と運営支援を行う。その際、管理システムの操作や電子ポイント運営にかかるノウハウを伝承し、継続的に、登録加盟店や利用者が支障なく、電子ポイントやアプリを利用できる環境構築を支援する。

また電子ポイント運営業務においては、以下を想定する。

- ア 請求・精算書作成業務
- イ 振込業務
- ウ 問い合わせ対応
- エ 決済タブレット端末等管理業務
- オ システム保守、運用業務
- カ 登録加盟店および利用端末等の登録、削除、変更業務（店舗管理業務）

③ 管理システム利用者への説明

電子ポイント運営団体等で管理システムを利用する者に対し、説明会の実施やマニュアルの作成、適切で迅速な QA 対応等の支援を行うこと。

(ウ) 地域通貨プラットフォーム機能要件

本業務で構築するシステムはオンプレミスではなく、日本国内に設置したサーバーによるクラウド型の提供サービスであることとし、以下の機能を最低限有するものとする。また既存のクラウド型サービスを活用することも認める。

- ア 利用者と登録加盟店等の相互利用機能。
- イ システム管理者による電子ポイント運営団体へのポイント無償発行機能。

- ウ 利用者及び登録加盟店等が獲得したポイントを運営団体が回収する機能。
- エ iOS13 以上及び Android10 以上のスマートフォンを活用したユーザーインターフェース、QR コードを使用したポイントの交換機能。
- オ 本町及び電子ポイント運営団体が利用する管理システムは、パソコンで操作可能とすること。
- カ 管理システムにおいては、資金決済法に対応した各種レポートの出力ができること。
- キ 行政および登録加盟店等が企画するコミュニティ活動等に利用者が参加することで、ポイントが獲得できる機能。
- ク 利用者がポイントを使用して、登録加盟店等が企画するサービスを受けることができる機能。
- ケ 利用者がポイントを使用して、一般社団法人地域商社あきおおたが運営する EC サイト (<https://akiotakara-ec.cs-akiota.or.jp/>) で購入することができること。ただし、当該 EC サイトのプラットフォームによる条件から、ポイントを利用できないなどの技術的制限等が発生した場合は、町担当課と十分協議のうえ、対応を検討すること。
- コ 令和 3 年度に一般社団法人地域商社あきおおたが構築した安芸太田町 CRM (顧客管理システム) に登録した新規ユーザーに対して、アプリで利用できる電子ポイントが発行できること。
- サ 本業務におけるペアカードの読込決済端末は、定額タクシー搭載用として、最低 15 台調達するものとし、下記要件を満たすものとする。また令和 5 年度以降、町内店舗等へ登録加盟店が拡大することを考慮した当該端末の選定を行うこと。
  1. カメラはオートフォーカス機能を装備していること。
  2. 容量が 32GB 以上であること。
  3. 電源アダプタが付属していること。
- シ 利用者のコミュニティ活動への参加を促す工夫や仕組み。
- ス 電子ポイントの発行量や流通量、利用回数等を集計分析できる機能。
- セ 運用開始後も新たな機能の追加等、柔軟に改修できる仕組みとすること。併せて他のシステムとの連携など、拡張性、汎用性を確保すること。

#### (エ) 電子ポイントシステムの提供業務

##### ① 電子ポイントシステムの提供

- ア 令和 4 年 10 月 1 日から、キャッシュレス決済及び電子ポイントにおいて、定額タクシーでの運用が開始できること。
- イ キャッシュレス決済及び電子ポイントは段階的に令和 5 年度以降も利用範

囲を拡大していくこととしており、将来的な町内店舗等への整備を考慮すること。

ウ 運用開始後のシステムの稼働時間は、システム保守、計画停電など事前に計画された停止を除き、24時間365日を基本とする。

エ システムの稼働率は99%以上とし、原則サービス停止の発生しない構成とすること。また実現方法については、根拠を含めて説明すること。

## ② 電子ポイントシステムのバージョンアップ対応

本町がシステムを利用している限り、システムの性能や品質の強化、新たな機能の追加等のバージョンアップを行う場合において、今後システムの利用に必要なランニングコスト（サービス利用料）に追加の費用なく対応していくこと。ただし、そのうち本町が独自のカスタマイズを要求する場合や選択性のある機能を追加する場合、または、事業効果をさらに発揮させるために大幅にシステムの構造を変容させるなどの理由で契約金額に変更が生じる恐れがある場合については、本町と協議のうえ、その適用を判断していくこととする。

## (オ) 電子ポイントに関する留意点

本業務で構築する電子ポイントは、直接的には法定通貨（日本円）に換金できないものとする。また事業を通じて持続的社會を実現するための経済効果及び継続性を高める為、将来的に「民間決済サービスとの連携等を検討する際の既存のインフラ（マイキープラットフォーム等）との連携」や「法定通貨（日本円）への換金や代替等の可能性」を考慮可能な機能を内在できるものとする。

## (カ) ペアカードの発行および郵送業務

本業務におけるペアカードの発行対象者は、基準日令和4年9月30日までに定額タクシーの利用申請が受理された者とする。令和4年4月時点での利用申請受理者は約950人であり、基準日では1,200人程度を見込む。

ペアカードは、取扱いの説明等の同封物と併せて郵送する。郵送は「特定記録郵便」など、配達記録が参照できるようにする。

## (キ) 地域通貨プラットフォームにおけるセキュリティ対策

- ① 最新の情報をもとに、ウイルス対策やセキュリティパッチの適用を実施すること。またアプリの利用にあたり、情報の漏えいを防止するセキュリティ対策を実施し、盗聴、改ざん、なりすまし、bot攻撃、ウイルス対策、各種標的型攻撃等に対して、合理的な対策を講じること。
- ② 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program：ISMAP）での認証を受けてい

るサービスが望ましい。

(ク)公共交通データのトレース

本町の定額タクシーの利用証明書は、現在紙媒体で申請を受けてからの発行としているが、稼働開始日からペアカードを利用証明書とし、併せて電子ポイントを利用した決済を行えるものとする。また決済を行う際、利用者情報および定額タクシー利用・運行情報等をトレースし、DX共通基盤に蓄積できるものとする。これに伴い、利用者への混乱を未然に防ぐために、町担当課と連携し、主に利用者や登録加盟店（この場合、町内交通事業者を指す）へ事前の説明を行う。

現時点でのトレース、DX共通基盤に蓄積するデータ要素は下記表2のとおりとするが、準備および運用期間中、公共交通データの分析にさしあたり、改善すべき内容が抽出されるのであれば、仕様の変更を妨げるものではない。

【表2：公共交通データ構造体】

No.	項目	説明
1	交通モード	0：町内バス、1：あなたく、2：定額タクシー、3：スクールバス、4：タクシー、5：予備
2	路線番号	---
3	系統番号	---
4	便番号	---
5	利用年月日	
6	利用回数	定額タクシーにおいて、年利用制限 96 回
7	相乗り人数	定額タクシー相乗り人数
8	乗車時刻	乗車した時刻
9	乗車場所	乗車した場所
10	降車時刻	降車した時刻
11	降車場所	降車した場所
12	利用ポイント	消費したポイント数
13	メーター料金	タクシーメーター料金
14	割引ポイント	割引したポイント数
15	割引理由識別	割引した事由

定額タクシーにおけるペアカードでの決済について、キャッシュレスの利用にあたり、利用者が不慣れであった場合、もしくは何らかの理由でキャッシュレス決済がなされない場合であっても、情報のトレースは行われるよう運用を検討する。その際の決済については現金で取り扱うことも検討するが、現金の取り扱いおよびその運用方法について、町担当課及び交通事業者と十分協議の



うえ、すすめること。

(ケ)見守り機能

本業務で実装する地域通貨プラットフォームは、単にキャッシュレス決済、ポイント運用が行える機能のみでなく、高齢者や子どもの利用実績をトリガーとした見守りの仕組みを実現する。通知の方法は電子メール等を想定する。このことについて、本町の利用実態に合わせた最適な見守りの仕組みについて、町担当課と検討のうえ、運用方法を検討することとする。

(コ)追加提案

本業務をさらに効果的なものとするため、業務の目的及び事業の全体像を踏まえ、追加して実施可能な提案があれば、予算限度額の範囲内で追加提案を行うことを認める。

(サ)事業の期間

- ① 準備期間：契約締結日から稼働開始日の前日まで
  - ② 運用期間：稼働開始日から令和5年3月31日まで
- ※稼働開始日は令和4年10月1日を予定する。

(シ)地域通貨プラットフォーム保守業務

地域通貨プラットフォームにかかるデータベースおよびアプリ等の保守について、本業務の範囲に含めるものとする。ただし令和5年4月1日以降の保守については、別途運用保守の契約を交わすものとし、その保守範囲については別途協議するものとする。

**(3) DX共通基盤の構築および地域通貨プラットフォームの構築にかかるプロジェクトマネジメント業務**

DX共通基盤は、地域通貨プラットフォームをはじめとして、公共交通分析システムなど、本業務とは別に構築する他のデータベースと連携がはかれるよう、汎用的な構築をはかる必要がある。

加えて、基本設計「2.1 DX共通基盤構築の範囲」に記載のとおり、DX共通基盤と各業務ユニットとの段階的な連携を視野に構築をはかることで、汎用性を確保する必要があり、それぞれのデータベースにおける個別最適化だけを求めている。

そのため受託者は、本業務の範囲内において、これらデータベース間のAPI、もしくはCSVのインポート等、各データベースとの相性に最適な手法によるデータ連携の調整と、データベース個別の運用のみならず、システム全体の最適化を考慮した運用を

マネジメントする必要がある、専門的知見から、情報セキュリティ3要素（CIA：機密性、完全性、可用性）を確保した効果的なシステムの構築をめざす必要がある。

これらのことから、システム全体の構成と運用の継続性を加味し、俯瞰的に全体像をとらえたマネジメントを行うものとする。

## 8. 仕様の変更

「7. (1)DX共通基盤の構築」および「7. (2)地域通貨プラットフォームの構築」については、「4.業務の目的」を踏まえ、町担当課と十分協議のうえで町が認めた場合のみ、受託者による専門的知見からの提言による仕様変更を妨げない。

## 9. 著作権

- (1) 本業務で構築したシステムの著作権は受託者に帰属するものとする。ただし本町の特別な理由により作成した成果物の著作権については本町に帰属するものとする。
- (2) 特許権及び実用新案権、意匠権、商標権、その他の日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うものとする。

## 10. 再委託の承認

受託者は必要に応じて、委託業務の一部につき、受託者の責任において第三者に再委託することができるものとする。ただし、受託者は、再委託先に対し、受託者の義務と同等以上の義務を負わせるものとする。

### 11. 成果物

次の成果物を、それぞれ紙媒体2部及び電子データ一式で納品すること。

- ① 業務報告書
- ② 本業務にかかる機能概要および詳細設計書
- ③ システムの機能一覧
- ④ システムの管理にかかる取扱い説明書
- ⑤ 経費内訳書
- ⑥ 本業務で作成した広告媒体等の成果物（当該媒体物および電子データを含む）

### 12. 留意事項

- (1) 本業務を実施するにあたって、受託者は町の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (2) 受託者は本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき町が定める監督職員と常

に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

- (3) 受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、本町と協議し、その指示に従わなければならない。
- (4) 本業務を効率的に遂行できるよう業務着手前までに、業務計画書（業務内容やスケジュール、実施体制等をまとめたもと）を本町へ提出すること。
- (5) 本町が検査及び国への報告に必要と判断した時は、必要書類の提出を求めることがある。
- (6) 本業務は国の交付金事業であり、本業務についての会計帳簿とその支出内容を証する書類は、本業務の完了日の属する年度の終了後5年間、他の経理と明確に区分して保管し、本町の指示に対し常に提出できるようにしておくこと。
- (7) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、本町の個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (8) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (9) 本業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (10) 本業務における成果品及びデータ等については、本町が著作権を持つものとし、自由に加工、複写、ホームページへの掲載等を行い、公表できるものとする。
- (11) 本業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

以上